

事務事業評価シート(事後評価)

事業コード 5-4-1	事務事業名 妊婦健康診査等助成事業	所管部課 健康福祉部 健康課
----------------	----------------------	-------------------

事務事業の概要	事務事業の目的	根拠法令等
	母子保健法第13条の規定に基づき妊婦の健康診査を実施し、その自己負担金の一部を助成する。妊婦について健康診査を実施することにより、妊娠高血圧症候群、子宮内胎児発育遅延等を早期に発見し予防することで、早産、流産等による妊産婦及び乳児の死亡を防ぐことを目的とする。	<input checked="" type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例・規則 <input type="checkbox"/> 政令・省令 <input checked="" type="checkbox"/> 要綱・要領
	事業内容・実施方法等／補助の概要：補助団体の概要(団体名・団体の活動内容・補助金の活用内容等)、補助金の概要(国・都基準の有無・対象者拡大の有無・上乗せ補助額・市単独補助額)等 ※該当する予算事業名・節目を明記する	
	<p>「妊婦健康診査」は、母子保健法第13条に基づくもので、同条第2項において厚生労働大臣は、妊婦に対する健康診査についての望ましい基準を定めるものとされている。妊婦の健康の保持増進を図り、安全・安心な妊娠・出産に資するよう各自治体において妊婦健診を実施することとしている。</p> <p>都内指定医療機関で受診する場合は、受診票により対象となる健康診査について無償で受診が可能であるが、都外医療機関、助産院などで受診した場合には受診券が使用できないため、申請に基づきその受診費用の一部を助成(償還払い)することで、妊婦健康診査受診票の使用できない機関での妊婦健康診査の費用負担を軽減する。</p> <p>(予算事業名:04.01.03.08 妊産婦健康診査事業費(妊婦健康診査等助成費))</p>	
事業開始時期	合併前	実施形態 <input checked="" type="checkbox"/> 直営 <input checked="" type="checkbox"/> 委託 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> その他 ()

項目	単位	25年度	26年度	27年度	28年度
事業費(A)		8,287	9,683	8,786	10,786
財源内訳	国庫支出金・都支出金				
	地方債	千円			
	その他 ()				
一般財源		8,287	9,683	8,786	10,786
所要人員(B)	人	0.20	0.20	0.20	0.20
人件費(C)=平均給与×(B)	千円	1,587	1,642	1,587	1,660
臨時職員賃金等(C')	千円				
総コスト(D)=(A)+(C)+(C')	千円	9,874	11,325	10,373	12,446
単位当たりコスト					
(E)=(D)/ (案内件数)	千円	6	7	7	

活動等指標	単位	25年度	26年度	27年度	28年度
① 案内件数	実績値 件	1,672	1,595	1,593	
② 市報掲載回数	実績値 回	2	2	2	
《指標の説明・数値変化の理由 など》 案内件数は、産前に妊娠届出を行った方に対し、個別に還付制度の案内を行い、制度の周知を図った件数。 市報掲載件数は、妊婦健康審査の受診勧奨と合わせて、還付制度の案内を行い、制度の周知を図った回数。					
成果指標	単位	25年度	26年度	27年度	28年度
一次 申請者数	目標値 人				
	実績値 人	306	335	317	
二次 助成額	目標値 円				
	実績値 円	8,261,850	9,654,718	8,759,413	
《指標の説明・数値変化の理由 など》 申請者数及び助成額(償還払いした額)。核家族化や出産形態の多様化の進行、都外近隣市での受診増加に伴い、今後も里帰り出産や助産院等指定医療機関以外での健診が増加するものと予測される。					

事業環境等	市民・関連団体等の意見 (アンケート結果など)	里帰り出産等の場合は、一時全額自己負担となるが、申請後に市から支払われるため不平等がなく助かるとの意見がある。
	都内26市のサービス水準との比較 (平均値、本市の順位など)	<input type="checkbox"/> 上 <input checked="" type="checkbox"/> 中 <input type="checkbox"/> 下 都内で共通事項の平均を保っている。超音波受診券については、複数枚交付(上乗せ)している自治体が少数ある。
	代替・類似サービスの有無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 代替・類似サービスはない。

【一次評価】

検証項目	ランク	一次評価	○検証項目、評価の判断理由 ○事業実施上の課題や今後改善すべき点等
A	事業の優先度(緊急性)	3	<p>妊婦健康診査の受診状況(里帰り等による償還払い対象者含む)は、1,536人(平成26年度)であるが、そのうち、妊婦健康診査等助成費(償還払い)により還付を受けた方は335人(21.8%)という状況であった。</p> <p>償還払いとする割合は、平成24年度と比較しても2.5%の増となっており、妊娠期からの里帰り等により出産される方の割合も増加傾向にあると言える。</p> <p>妊婦健康診査は、母子保健法に基づくものであり、居住地での受診と、里帰り等を理由とした都外での受診に関し、当該検査の費用負担に差が生じるのは望ましくない。</p> <p>当該健康診査は、おおむね都内同一基準で実施されており、償還払い制度の運用についても同様であると言えることから、妊婦健康診査等助成費について、継続して実施するものとする。</p> <p>今後も厚生労働大臣が定めた妊婦に対する健康診査についての望ましい基準による各種医学的検査の回数等も踏まえ、妊婦健康診査については、より拡充する項目について今後検討する必要がある。</p>
	事業の必要性	3	
	事業主体の妥当性	3	
B	直接のサービスの相手方	2	
	事業内容等の適切さ	2	
	受益者負担の適切さ	3	
C	市民ニーズの把握	2	

検証項目の見方 A:事業実施の意義を検証する項目 B:事業の内容・実施方法を検証する項目 C:市民ニーズの反映度を検証する項目

【二次評価】

検証項目	ランク	二次評価	○検証項目、評価の判断理由 ○事業実施上の課題や今後改善すべき点等
A	事業の優先度(緊急性)	3	<p>母子保健法に基づく本事業は、妊婦の健康の保持増進を図るために必要な事業であり、今後も継続すべきである。</p> <p>継続に当たっては、国の基準に基づく検査対象項目の見直しも、随時検討していく必要がある。</p> <p>また、事業周知を含め、申請しやすい環境整備を進めるとともに、本市からの受診者が多い都外医療機関との個別契約の拡充や、受診券の利便性の向上を検討されたい。</p>
	事業の必要性	3	
	事業主体の妥当性	3	
B	直接のサービスの相手方	2	
	事業内容等の適切さ	2	
	受益者負担の適切さ	3	
C	市民ニーズの把握	2	

検証項目の見方 A:事業実施の意義を検証する項目 B:事業の内容・実施方法を検証する項目 C:市民ニーズの反映度を検証する項目

【外部評価】

外部評価	評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等
<input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 継続実施 <input type="checkbox"/> 改善・見直し <input type="checkbox"/> 抜本的見直し <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 廃止	(対象外)

【行革本部評価】

行革本部評価	評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等
<input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 継続実施 <input type="checkbox"/> 改善・見直し <input type="checkbox"/> 抜本的見直し <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 廃止	<p>母子保健法に基づく本事業は、妊婦の健康の保持増進を図るために必要な事業である。</p> <p>妊婦の健康診査項目については、厚生労働大臣が定めた妊婦に対する健康診査についての望ましい基準などもあることから、他市動向なども踏まえ、適切に対応する必要がある。</p> <p>また、近年増加の傾向となっている里帰り等により出産される方に対する償還払いについても、利用者からの意見等も踏まえつつ、より利用しやすい制度となるよう取り組まされたい。</p>

【改善の方向性・スケジュールと改善実施にあたっての課題】

改善の方向性・スケジュール	<p>◇平成29年度 事業周知とともに、都外医療機関での受診実績等の分析を行う。</p> <p>◇平成30年度 分析結果を踏まえた対応を行う。</p>
---------------	---